

上野原市景観計画 第2回策定委員会の記録

1. 策定委員会の概要

日時：平成28年5月23日（月）午後3時～5時10分

会場：上野原市役所 防災会議室D

次 第

- 1 開会
 1. 開会
 2. 委員長あいさつ
 3. 資料確認等
- 2 議題
 1. 計画書素案の説明
 - ・ 序 章 景観計画の策定にあたって
 - ・ 第1章 上野原市の景観特性と課題
 - ・ 第2章 上野原市の景観形成の方針
 2. 検討と審議
- 3 閉会
 1. 連絡事項
 2. 閉会あいさつ

配布資料

1. 次第
2. 第1回策定委員会の記録
3. 景観計画素案（序章から第2章）
4. 都市計画道路路線図
5. 上野原市の文化財
6. 街なみ環境整備事業パンフレット
7. 不法投棄事例

出席者（ は出席）

見識を有する者	大山 勲
・ "	飯島 勤
"	佐藤 満
"	中田 無双
"	中村 哲雄
・ "	中村 春彦
上野原市議会	山口 好昭
"	川島 秀夫
山梨県景観づくり推進室長	長田 泉
上野原市教育委員会（文化財）	小西 直樹
経済課商工観光担当（観光）	渡邊恭一郎
市民代表	佐々木富芳
"	宮野 貴
"	酒井 章雄
事務局	
都市計画課 課長	伊藤 弘
都市計画課 計画担当リーダー	中村 慎
都市計画課 計画担当	飯塚 宣裕
都市計画課 計画担当	久田 真弘
コンサルタント	
（株）ブレイズ	裕下 英志
（株）ブレイズ	堀内 洋

* 敬称略、順不同

2. 発言要旨

1 開会

1. 開会

(事務局)

- ・ただいまより、第2回上野原市景観計画策定委員会をはじめさせて頂く。
- ・はじめに、開会のあいさつを都市計画課長より申し上げる

(都市計画課長)

- ・本日は、お忙しいところお集まりいただき、感謝申し上げます。
- ・本日は、第2回上野原市景観計画策定委員会となる。本日の議題については、計画書の素案について審議して頂くことになる。
- ・序章から第2章までの3つの項目についてご検討頂くことになっている。
- ・皆さまの活発なご意見・ご審議をよろしく願いたい。

2. 委員長あいさつ

(委員長)

- ・第1回策定委員会から3ヶ月が経過した。
- ・今日から、本格的に内容の審議に入っていくのでよろしくお願いしたい。
- ・ただいま説明があったように、本日の内容は序章から第2章である。
- ・皆さんのお手元に、事前に資料が配布されていると思う。
- ・計画書としては、上野原市の景観をどういう方向に持っていくのかというのが最初の部分である。
- ・第3章以降は、それを具体的にどういう行政施策で実現するかという内容になる。
- ・具体的な施策としては、法律に基づいた規制などによって悪い景観を無くしていくということがある。また、法律で縛る訳ではないが、良い景観をつくっていくにはどうしたらよいのかということもある。
- ・その部分については、次回以降の策定委員会の内容になる。
- ・本日は、上野原市の景観のあり方について、全体の方向を審議して頂きたい。
- ・資料が大変厚いので、あいさつはこれくらいにして、早速議題に入っていきたいと思う。
- ・1時間半程度の会議を予定している。
- ・忌憚のない意見をお願いしたい。

3. 資料確認等

配布した資料の確認を行った。(事務局)

(事務局)

- ・続いて、前回の会議で質問を頂いた3点について、補足説明をさせて頂く。
- ・前回配布した「景観法の概要」という資料の中に、予算による支援という内容があった。これについて、詳細な情報があれば教えてもらいたいとの意見があった。
- ・ここで、ひとつお詫びさせて頂きたいが、前回の資料に書かれていた「景観形成支援事業」は、少し古い情報であった。
- ・近年、山梨県内で行っている事業については「景観形成モデル事業」というものがあったが、この事業は昨年度までで終了となっている。現在は富士山周辺地域に限定された「世界文化遺産景観形成支援事業」という形になっている。
- ・景観に関連して、参考となるような事業が何かないか探したところ、国交省で行っている「街なみ環境整備事業」というものがあったので、本日、参考資料とし

てお配りした。

- ・時間の都合上、細かい説明は割愛させて頂くが、中を見て頂くと、景観計画区域が事業要件のひとつとなっている。また、歴史的まちなみや歴史的建造物の保全や修景について具体的な事例がいくつか掲載されている。後で、参考に見て頂ければと思う。
- ・質問の2点目として、不法投棄の実態についてということがあった。
- ・資料に、昨年度あった不法投棄の状況の写真を載せている。
- ・場所は、1枚目が桐原地区黒田という所で、人目につかない山中であったり、沢に不法投棄があった事例である。
- ・2枚目は、西原地区の阿寺沢に入る所の道路脇と、下の写真は秋山地区の旧秋山トンネル付近にあった不法投棄の状況である。
- ・生活環境課の情報によると、場所やごみの回収量はまちまちであるが、年間の回収件数は概ね100件前後とのことである。
- ・このような現状があるということで、参考にして頂ければと思う。
- ・もう1点、会議の傍聴を認めてもいいのではないかという意見を頂いた。
- ・こちらについては、他の委員の皆さんの意見も伺いたいと思っている。
- ・本日の議題がすべて終了した後に、議論したいと考えている。
- ・時間も限られているので、早速本日の議題に移りたいと思う。
- ・議事進行は会則により委員長が行うこととなっているので、よろしく願いしたい。

2 議題

(委員長)

- ・本日の議題は一つで、計画書素案についてである。
- ・少し長いですが、序章から第2章まで一括で説明してもらい、その後、審議という流れで進めたいと思うので、よろしく願いしたい。

1. 計画書素案の説明

上野原市景観計画素案(序章から第2章)の概要について説明を行った。(事務局)

2. 検討と審議

(委員長)

- ・量は多いが、どこからでも構わないので、お気づきの点やわからない点があれば、意見をお願いしたい。

(委員)

- ・2点ほど意見がある。
- ・ひとつは、「上野原市らしい景観」というものが謳われているが、一言でいうと「上野原市らしい景観」とはどんなものなのか、この資料だけではなかなか伝わりづらいと感じる。
- ・上野原市の総合戦略という計画が策定されているが、その中で市のキャッチフレーズをつくらうではないかということで、「首都圏癒しの郷上野原」というようなキャッチフレーズを考えた。
- ・景観でいう上野原市らしさは、一言で市民の方々に伝わるようなものは難しいかもしれないが、何か出来るといいなと思う。
- ・もう一点は、五感に訴える景観という中で、やはり視覚というものが非常に大き

いと思っている。

- ・実は私はもう一つ小菅村というところで、景観委員をやらせて頂いている。
- ・そこでさんざん議論したのは、小菅村では「源流景観」というものにこだわって村づくりやっているが、「源流の魅力とは何だろう」ということで景観計画の中で色を決めましょうということになった。
- ・縛りはなかなかできないが、「こういう色がこの村らしさの色だ」ということを、計画の中に謳って、それを村民に伝えながら、徐々に村の色を統一していくことに取り組んでいる。
- ・上野原市でそういったことができるのかはわからないが、上野原らしい色というものを打ち出していくことができるか、検討して頂ければと思う。

(委員長)

- ・キャッチフレーズが出来ればいいが、上野原は多彩な景観こそが特色だという感じがする。
- ・一言ではまとめられない。
- ・地形の襞がとても大きい特徴である。河岸段丘も特徴になっている。
- ・そこから現れる景観は、非常に多彩で複雑だと感じている。
- ・ご意見の一つの言葉で表すというのは、個人的にはなかなか難しいと感じた。

(事務局)

- ・貴重なご意見として受け止め、検討していく中でそういったものが書けるようであれば計画に盛り込んでいきたいと思う。

(コンサルタント)

- ・構造のところからずっと検討していたところ、富士山とか北アルプスというような国を代表する象徴的な資源というよりも、首都圏に近く、非常に身近に来ることができて、しかも気軽に楽しめるいろいろな資源が非常にたくさんあるというのが上野原市の特色ではないかと思っている。
- ・しかし、これがうまく活用されていないのではないかというのが課題で、ではどうしていくのかということは、市民懇談会でもいろいろ議論して頂いた。
- ・景観は視覚的環境であるが、ものをいじくるというよりも、資源を活用して景観まちづくり、人づくりへ展開をしていこうということが他の市町村とは違う、上野原市景観計画の主軸になっている方向性だと感じている。
- ・その部分については、第4章、第5章で、市民懇談会の提言書を踏まえた形でお示しをしていきたいと思う。
- ・そのあたりが、他市町村とは少し異なる上野原らしさになるのではないかと考えている。
- ・ご意見については、事務局とよく相談をして、色の点についても計画に盛り込めるかどうか検討していきたいと思う。

(委員長)

- ・宿題ということにしたいと思う。

(委員)

- ・市民が計画を動かしていく時に、市民の方々がどう動けばいいのかということがある。
- ・小菅村では、屋根の色をアースカラーで統一しましょうということで、ペンキは村で助成している。ホームセンターで買ってきたペンキではなく、村で用意したペンキを屋根に塗ってもらっている。
- ・ブルーシートを禁止して、全部茶色のシートでまち中を覆いましょうということをやっている。
- ・その結果、少しずつではあるが、まちの景色、景観というものが変わってきた。

- ・イノシシよけの網も青色を使わないで、茶色で全部塗るといったことをやっている。
- ・市民が市の景観計画に関わっているという方向に誘導するような方策が何かあれば、より多くの市民が参加できるのではないかと思う。

(委員長)

- ・おそらく、小菅村は桐原地区と同じくらいの規模しかないと思う。
- ・上野原市景観計画においても、行為制限の部分で色彩の問題が出てくると思う。それぞれの地区の具体的な方向はの中で対応していけるのではないか。
- ・上野原市全体でというのは、多彩すぎてなかなか難しい。
- ・一言でもう少し包み込むようなものがあればという部分は、宿題にしておきたいと思う。

(委員)

- ・委員の話はもっともであり、小菅村がうらやましい限りである。
- ・私も委員長と似たような意見で上野原市は多彩であると思うが、市民がどこかで接点を持てる場所があるのではないかと思う。
- ・そういうことが大切になっていって、その一つ一つのヒントをこの委員会で出したり、あるいは市民懇談会の活動につなげたりしていくことが出来ればいいのではないかと思っている。
- ・先日この資料を頂いた時に、市役所とコンサルタントで一生懸命つくって頂いたので読もうと思ったのだが、パラパラと見た時に、同じことが何回も出てくると感じた。
- ・実は、私も似たような仕事をしているので、どうしてもこうなってしまうことは理解しているが、法定計画、こういう階層が必要なのか。
- ・市民に説明する時に、これでは誰も分かってくれないのではないかということに危惧している。
- ・内容をコンパクトにまとめたページは 41 ページだと思うが、これにしても理念と目標があって、方針があって、そのさらに下にいろいろあって、そのさらに下にいて当然いろいろなものがある。これに基づいて何をやっていくのかということところが次回以降の説明になるのだと思うが、これはこれでしょうがないという話なのか、聞かせてもらいたい。
- ・あと細かいこと言えば、例えば 43 ページに「市街地周辺の斜面樹木の活用」という項目があるが、中身を読んでいくと、活用というよりは保全しながら将来残していくという内容になっている。
- ・この河岸段丘の斜面樹木をいかに保全してくかということは、上野原にとっては重要なテーマであると思っている。
- ・「活用」と一言で言われてしまうと、違うのではないかと思った。
- ・いずれ大きくなったら伐採が必要だとか、台風で倒木したから法枠をつくってしまえ、法枠でないと安全でないとか、どうしても安全が優先される。
- ・国道 20 号の下のところで法枠による保全措置をとったが、相当目立つ。
- ・気を付けていかなければいけないと思っているので、書き方を注意して頂けたらと思う。
- ・それと、65 ページで景観形成推進ゾーンとして 8 つのゾーンを決めて頂いている。推進していく場所がここだという話で、方向性はこれでいいと思うが、この枠組みを教えてください。
- ・「景観形成方針(案)の作成に向けた主な視点」とあるが、方針そのものをどのタイミングで誰が作成するのか、という予定を教えてください。
- ・現状では、視点だけがあるが、目次で言えばどこに入ってくる予定なのか。ある

いは今回はその部分は無くて、将来的につくるという話なのか教えてもらいたい。

- ・この景観形成推進ゾーンの他に、目次の第3章の2番目に「景観形成地域ごとの行為の制限事項」という記述がある。これが景観条例とからんでくるものだと思うが、景観形成地域と景観形成推進ゾーンとの関係、違いを教えてください。

(委員長)

- ・後半の質問からの方が答えは簡単だと思う。
- ・まず、景観形成地域について回答していただければと思う。
- ・これは、第3章の中で記述するという事だと思う。

(コンサルタント)

- ・最後にご意見を頂いた、景観形成地域と景観形成推進ゾーンの話について回答させてもらう。
- ・まず、大きい章立てとして第2章で景観形成方針を示している。この項目は分量が多く、マスタープランであるのでどうしても総花的になってしまう。
- ・長期的なものから短期的なものまで全部網羅的に入れているので、非常に量が多い。
- ・いつも、文言はたくさん書いてあるがどこからやるのかという話になる。
- ・どこから手を付けるのか、どの辺に重点と選択をしていくのかということを示さないと、指摘して頂いた通り量が多いただけに、文言が書いてあるだけということに終わってしまう。
- ・そのため、重点的にまず取り組んでいくところを取り上げたものが景観形成推進ゾーンである。
- ・それに付随して、いまご質問があった65ページ、66ページの記述は、本日お示ししているこの8ゾーンで、概ね違っていないということであれば、次回の策定委員会までに景観形成推進ゾーンの方針を作成する予定である。
- ・まずは、この8ゾーンについて、こういう方向性でいいかどうかを確認して頂きたい。
- ・第3章の景観形成地域は、行為の制限を定めることが法定事項として決まっている。
- ・その時に、山林地と市街地では制限の内容が異なってくるので、市内を何地域かに分けて、それぞれの地域になじんだ形で行為の制限をかけていく必要がある。
- ・景観形成地域は、3地域程度に分けようと考えている。
- ・景観形成地域と景観形成推進ゾーンは、そういった違いになっている。
- ・「市街地周辺の斜面樹木の活用」について、活用か保全かということは検討したいと思う。
- ・内容的には基本的に保全であるが、保全と書くとただ残しておけば良いという形になりかねないと思い、フットパスで活用していったり、斜面樹木を見せたり、意識させることによって保全につながっていくというような考え方と趣旨で記述したものである。

(委員)

- ・43ページの上の項目は「保全と活用」になっており、下の項目は「活用」になっているので、対比になってしまう。

(コンサルタント)

- ・整合性が少し未熟な部分があるので、ご指摘の内容を踏まえ整合を図っていきたいと思う。

(委員長)

- ・全体の構成について、同じことが何回も繰り返してくるという意見に対してはどうか。

(コンサルタント)

- ・量が多い、同じことの繰り返しという部分も、よくご指摘を受ける点である。
- ・この計画をつくる前提として、市民、事業者、行政の誰が見ても、また各パートを抜き出して見ても、協働の指針として使えるということを念頭に置いた。
- ・計画書を、一通り頭からずっと見ないとわからないという計画書も、それはそれで使い勝手が悪い。方針を見た場合には、そこに現況が簡単に書かれていて、そこだけを見ても概ねの趣旨がわかるという構成にしている。
- ・したがって、全体を通して眺めると重複しているところが出てくるが、指針としての使いやすさを優先しようということで、こういう形にしている。
- ・その時に、ご指摘があったように、ちょっとくどいとか、長いとか、わかりにくいといったこともあるので、一般の方向けには概要版を作成する考えである。
- ・それ以外に、具体的なプロジェクトについては、それぞれの冊子を今後検討していくといった形になると思う。
- ・スタート時点では、行政計画として、全体を網羅したものが、まずは1冊必要ではないかと考えて、このような構成で進んできている。
- ・ご意見をもとに事務局とよく検討していきたいと思う。

(委員長)

- ・同じ言葉が出てくるというよりも、少し整合がとれていないところがあるという意味もあると思う。
- ・特性があって、課題があって、目標があって、方針がある。
- ・特性というのは上野原市の景観はこういうものだという内容、そしてそれには解決しなければいけないこんな課題がある、また伸ばしていかなければならないこんな課題がある。
- ・それをどうやって解決するのか、どうやって伸ばすのかということが目標になり、その目標を具体的にどういう対象でどういう取り組みをするのかというのが方針である。
- ・したがって、ここは一貫していなくてはいけない。
- ・ところが特性にあって、課題にあるけれども、目標で突然なくなって、また方針で出てきたり、あるいは方針で突然現れたりしている。その部分の整合がなされていない。

(委員)

- ・目標に対して、全部を言い切っているのかがわからない。

(委員長)

- ・例えば、課題には水の問題があるのに、目標には水の話がなく、方針にも出てこない。
- ・特性では眺望の話が出てくるが、眺望は途中で地形の中に入って行って、目標では地形という言葉が文章の中に入っていないが、方針の中で眺望と大きく出てくる。
- ・あるいは方針の6つ目の、多彩な地域景観、まちの玄関口、公共公益施設の景観といったものについて、大きな擁壁などの土木構造物の取り扱いは上野原の特徴的なものというか、課題になるものだと思う。
- ・そういったものは課題のところをしっかり入っていて、そしてそれを何とかしようという目標があって、方針ができる。
- ・そういう関連性をもう少し整理をしたほうがいいと思う。
- ・市民向けに簡単にすることではなく、このレベルであっても、その整合がとれてないとみにくい感じがする。

(事務局)

- ・貴重なご意見を頂き感謝申し上げます。
- ・事務局とコンサルタントで中身をもう一回整理をさせて頂ければと思う。

(委員長)

- ・最終的に、方針が大事だと思う
- ・方針は、どこをどうするのかという内容である。方針を出発点にして、前の方に戻ってそのことが書いてあるかどうか確認してもらい、もし書いてなかったら少し言葉を足せば問題ないと思う。

(委員)

- ・今のお話し等々も含めて、はたして大丈夫なのかなという部分がある。
- ・今日も上野原小学校の五年生を連れて八重山へ自然教室に行ってきた。
- ・昔、森林組合が全国から集まって川辺でコンサートをやったり、上野原小学校には全国で1位、2位を争う学校林があってうらやましいといった話があったりした。
- ・しかし、今は荒れ果ててしまって非常にみすぼらしくなってしまった。
- ・もう一度原点に立って、先を見すぎないで、今あるものの再整備をするということも、景観形成には重要ではないかと、私は思っている。
- ・それから高齢化と少子化による人口減少、学校の統廃合も非常に重要である。
- ・閉校した校舎は、一部を除いて耐震性の問題で活用されていないままである。どうしたらいいのか、壊すに壊せないということになっている。
- ・計画の中に素朴で美しいふるさとの原風景を残そうという内容が多く出てくる。
- ・廃校や空き家があって、少子高齢化で地域がガタガタになって、非常に汚いところがある。
- ・先ほど話があったごみの不法投棄も含めてそうであるが、まずそこから出発していかないと、とんでもないお門違いのことになってしまう。
- ・私の経験からそう思っている。少しそのあたりを危惧している次第である。
- ・少子高齢化で人口が減少して、どんどん空き家が増えていく時に、先を見据えた景観計画をつくらなければならない。ある場所を見たら、もうどうにもならない、汚くて人には見せられない、しかし、一方では何か素晴らしいものができるということになる。その部分のマッチングをどうしていったらいいのか。
- ・計画の中でずっと謳われているのは市民のパワー、協働である。しかし、相変わらず市民は市議員にお願いする、市にやってもらうという意識である。自分では何をしているのか。
- ・桂川フェスティバルに関わっているが、最終的に市民がいい意味で一人一人が立ち上がるということが、我々実行委員の究極の目標である。
- ・ただお祭りに来て飲み食いしてどんちゃん騒ぎをするのではなくて、「誰かのために役に立ちなさい、立ち上がりなさい」というのが目的である。
- ・その大きな二つの視点が欠けてしまい、ただ書いた文言で終わりになってしまうということに危惧している。
- ・ざっばくな意見で申し訳ないが、その辺りをもう少し計画の中に反映できないかと思う。

(委員長)

- ・とても重要な指摘だと思う。
- ・景観形成方針の中身をみても、書いてはあるが、だんだん薄まっていく気がする。
- ・景観計画の中には広く浅くいろいろなことをここに盛り込まなくてはならない。
- ・そこが薄まらないような形に構成するとか、例えば協働の話は課題や目標で挙げられているが、方針の中では全体にちりばめられてしまっていて、あまり重要

な点として浮かび上がってこない。方針の中に、こういう項目を入れることも必要ではないかと思う。

- ・それから、先ほど話があった、建物活用、空き家、廃校、それから農地の問題もある。そういったものが、基本的な素朴な景観をつくっている。
- ・計画に書くと、単に農地の保全とか、空き家対策という言葉だけになってしまうが、素朴な景観をつくるために大事だということが、もう少し強調されるような書き方ができるといいと思う。

(事務局)

- ・書き方については検討させて頂きたいと思う。
- ・方針の部分が非常に大事だというご意見を頂いたので、事務局で検討していきたいと思う。

(委員)

- ・素案について、いろいろな取り方があると思うが、かなり足を運んだといった努力が非常に感じられ、私は敬意を表したいと思う。
- ・歴史的な継承をしていく景観と新たに生み出していく景観、これらのバランスが重要だと書いてあった。私も同感である。
- ・景観であるので、ハードとソフトということならば、ソフトの方になると思うが、森の問題や空き家など、現在直面しているものも大変重要である。
- ・上野原市には、遠くから眺める富士山がある。ここ3、4年で、トレイルランニングなどの取り組みの中で、富士山の眺望が見られる場所が十数箇所出てきた。
- ・桐原地区は、景観を重視した桐原まるごと自然公園ということで、つくりものではない自然の公園というコンセプトで取り組んでいる。
- ・計画書の中にも何箇所か出てきているが、桐原地区に9集落ある中の8集落で、規模の大小はあるが、花による美しい地域づくりに取り組み始めた。
- ・新たな景観づくりのひとつだと思う。
- ・桐原のごみの不法投棄の写真があったが、こういうところがあるのかと、改めて私も認識が足りなかったと思っている。
- ・それと県道の途中に市外の業者の看板があったりする。そういう小さなところからやっていったらどうかと思う。
- ・いろいろあるが、感じたところについて話をさせて頂いた。

(委員長)

- ・上野原市の中で先導的な取り組みがいろいろ盛んに行なわれている。
- ・その内容は、計画の後半の部分に入ってくるのか。
- ・本日の資料の部分ではあまり紹介されていない。

(コンサルタント)

- ・大体記述していると思うが、取り組みといった話は書いていないものもあるかもしれない。

(委員長)

- ・トレイルランニングの事例はどこかに書いてあるのか。
- ・ごみの不法投棄や屋外広告物については、計画の中に書かれていた。

(委員)

- ・桐原地区の活発な新しい取り組みは、非常にいい話だと思う
- ・全体を通して、いい話は書いてあるが、悪い話は書いてない
- ・先ほど委員がおっしゃった少子高齢化でこうなってしまうということに対して、前兆現象もたくさんある。
- ・怒られてしまうかもしれないが、あえて言わせてもらおうと、22 ページに「市内各地で景観の保全・育成に関わる地域活動が活発に行われています。」という記述が

あるが、活発にしている人もいるとは思うが、上野原で活発に行われているとは、私はまったく認識ができない。

- ・ こういう美文を書くよりは、単に「行われています」という記述にした方がいいと思う。
- ・ 悪い不法投棄については、例えば駅周辺で毎月ごみ拾いをやっても、非常に多くのごみがある。先日皆さんとごみ拾いをやったが、あれほどのごみが出てくる。
- ・ 上野原市民だけではないかもしれないが、捨てられているごみに間違いはない。
- ・ そういう負の話をほとんど載せていないのは問題だと思う。
- ・ 26 ページ、27 ページに課題があるが、今後こうしていかななくてはいけないが、それができないというものが課題で、もどかしさというような話である。
- ・ 取り組むことによる裏返しの気持ちである。
- ・ 問題点というものが、課題の前にあるはずである。
- ・ いろいろなことへの無関心とか、自分ではやらないとか、捨ててしまうとか、人のことはあまり気にしないとか、要は東京へ依存して社会が成り立っているという点もかなりあるので、そういう面の悪さもかなり景観へ出ているのではないかなと思う。
- ・ そういうものも含めて、景観の素直な現状を悪い面も含めて書いて頂いて、「だからこそこういうことが必要だ」という形に持っていくことが必要ではないかと思う。

(委員長)

- ・ 上野原の景観の特徴と課題という形に分かれているが、必ずしも景観の特徴はいいことだけ書けばいいのではなく、「景観の特徴はこうだけれどもこんな問題もあります」ということを書けばいい。
- ・ その点では、問題点はあまり書いてない。
- ・ 活動が活発かどうかということはなかなか難しいが、活動している芽がある。
- ・ 具体例をここで書くのか、後の方で書くのかはわからないが、検討をお願いしたい。

(事務局)

- ・ ご意見の通り、活動している実態や、悪い部分、問題点などについて、見えてこない部分も多々あると思うので、どんどん意見を出して頂き、計画に反映していければと思うので、よろしくお願いしたい。

(委員長)

- ・ 課題につながる内容を現状の中に入れていってほしい。
- ・ 内容を細かく見ていくと、おそらくいろいろな意見が出てくると思う。
- ・ 次回は第3章の検討となるが、またこの部分に戻って修正ということもある。
- ・ 本日は、お気づきの点について何でも意見を頂きたいと思うが、また後でお気づきになる細かいところもあると思う。
- ・ この写真はすこしどうかとか、この写真の方がいいといった細かいところ、また、先ほど意見があった「活用」「保全」といった言葉の問題、この内容が載っていないといったご指摘もあると思う。
- ・ 次の委員会ということではなく、気が付いたところで、事務局にどんどん連絡してもらおうということ構わないか。

(事務局)

- ・ それでも構わない。

(委員長)

- ・ そのような進め方でいかがかと思う。
- ・ 今日のところは、今の時点で気がついたところをお聞かせ頂きたい。

- ・そうすれば事務局で早めに修正作業に入れると思う。

(委員)

- ・お忙しい中であるが、私も含めて、もう一度しっかり目を通して頂きたい。
- ・せっかくこれだけの貴重なものをまとめてもらった。
- ・私としては、26 ページ、27 ページの景観形成に向けた課題が重要だと思う。
- ・ここで出た話も概ね述べられている。
- ・さらに社会的にどういう活動をしていくかということが、これからの大きな展望になると思う。
- ・悩みの点も書いてある。

(事務局)

- ・策定委員会は回数が限られている。
- ・次回以降は続きの章に入っていかなければならないが、今日ご提示させて頂いた序章から第2章までの部分については、まだ細かい部分で頂いたご意見やご指摘の部分、また写真、それから表現の部分で若干修正しなければならない部分が多々ある。
- ・こういった点については、随時みなさんからご意見を頂いて修正を検討していく。
- ・最終的には計画書全体を通して修正したものを、皆さんにご提示するのでよろしく願いたい。

(委員)

- ・64 ページの中央右側に、「重点的な取り組みを向けた主な市民意向」という記述があり、下の方に市民懇談会の話が書いてある。
- ・私は市民懇談会を代表する3人のうちのひとりなので、市民懇談会のことを言っておかければならないと思う。
- ・この箇所は市民懇談会の提案の中の先導的取り組みの部分である。市民懇談会は2つのグループがあって、そのうちのひとつのグループにおいてテーマが2つある中の片方の内容として、この3箇所が挙げられている。
- ・もうひとつのグループの意見や、この意見を出したグループの方も中心市街地や甲州街道も何とかしないとイケないという意見が非常に強くあったように私は記憶している。
- ・やはり市の顔になる場所であるので、ここに書かれていることだけをいうと、市街地をあまり重視していないと勘違いされてしまうので、加えて頂くか、全体の記述を工夫する必要があると思う。
- ・そういうパーツがあるということではなく、それが全体の代表だということに見えてしまう。そうではなく、いろいろな問題や、やっていかなければいけないことについての提案があった。
- ・その3箇所だけを出すと問題がある。
- ・いくつもある中の代表例が市街地である。
- ・ひとつだけ足せばいいのか、市民懇談会の意見をどういう風に表現したらいいのか検討が必要である。
- ・この3つだと誤解を招く。

(事務局)

- ・市民懇談会の代表として委員に参加して頂いており、その方からのご意見であるので、書き方については修正をしていきたいと思う。

(委員長)

- ・記載する必要があるのかと感じる。その上のアンケート調査の内容も定性的にそういう意見が多かったという話だと思う。

(コンサルタント)

- ・この部分は、コンサルタントや事務局が勝手につくった訳ではなく、市民の皆さんのご意見を反映して協働でつくったということを表示する意図で、囲み記事的に入れたものである。
- ・この3点だといった固い形では考えていなかった。
- ・もう一度しっかりと提案書を見直して、修正したいと思う。
- ・甲州街道の話は、確かにずっと出ていた。
- ・抽出した8地区の定性的なバックデータとして入れた形であるので、もう一度精査して必要なものは提案書から転記するようにしたいと思う。

(委員)

- ・景観計画には、まちなみを良くしていこうとか、景観を良くしていこうといった内容がいろいろ書かれているが、今後進めていくうえで、景観の活用方法や保全方法、維持管理の方法といったことが重要である。
- ・スマートIC付近では、ハナモモの活用といったことをやっている。
- ・木を切ったり、花を植えたりしても、その後の活用や保全をしていかないと、景観が守られていかないとと思う。
- ・「第4章 景観資源の魅力を高めるために」の中に、景観の保全と活用といった内容は出てくるのか。

(コンサルタント)

- ・第4章に「景観資源の魅力を高めるために」という項目がある。
- ・この部分は、法定事項のものと法定事項ではないものが半々位になるが、これまで出てきた意見をそこに入れていきたいと考えている。
- ・ご質問の内容は、「第5章 計画の推進に向けて」の中で、重要なものをクローズアップしたり、先導的に進めるものをピックアップして、もう少し具体的に記述をしていきたいと思う。
- ・次回以降に素案を提示するので、不足な部分等についてはご意見を頂き、内容をビルドアップしていきたいと思う。

(委員長)

- ・他の市町村でも、計画をつくった時にメインになるのは、第3章の行為の制限の部分である。
- ・これは、届出が行われて、市で内容をチェックするというものであるので、着実に実施されていく。
- ・維持管理や活用といった部分については、市の担当者のやる気にかかなり左右される。
- ・その章の部分では、市が本気でやるといったことを計画に盛り込んでいければ、絵に描いた餅にならない。

(委員)

- ・市がつくる計画であるので、市の覚悟が出てこなければいけない。
- ・景観に関しては、市民の啓蒙が非常に重要だと思う。
- ・市民の意識が高まることによって、この計画が生き生きとしていくということだと思う。
- ・市街地などの出来上がっているものを、計画の枠にはめていこうとすると、既にいろいろなものが混在しているので、難しい部分が出てくるのではないかと思う。
- ・既成のものが存在している中で、ガイドラインのようなものがつくられた時に、行政がかかなり本腰を入れて関わっていかないと実行が難しいのではないかと思う。
- ・一方で、ガイドラインがつくられると、規制の問題は自助努力だけで解決できない部分が出てくる。

- ・そういったことが流れの中に出ていないと、計画の実行が難しくなるのではないかと感じる。

(委員長)

- ・第3章の行為の制限は規制の内容である。
- ・その規制をどのくらい細かくやるかということは、その市町村の住民の方たちの熟度による。
- ・奈良や京都などでは、「これは当たり前だ、厳しくやりましょう」ということになるが、おそらく上野原では、そうはならない。
- ・そうすると、よっぽど悪いものを建てさせないという範囲の内容になると思う。
- ・悪いものはできない、しかし、より良いものにしていこうということはこの行為の制限ではできないと思う。
- ・その内容は、第4章、第5章の中で、言い方は悪いがあいまいな表現で記述することになる。
- ・そのあいまいなものを、実際に形にするには、市がどのくらい後押しをするのかということが、かなりポイントになると思う。
- ・資料が配られた「街なみ環境整備事業」といったものがあるが、市民に勝手にやれと言っても動かない。
- ・お金の問題だけではないと思うが、市がどのくらい支援ができるのかということが重要である。
- ・あるいは、都市計画道路などを整備する時に、市民の人たちを景観づくりに巻き込んでいって、そこでいろいろ考えてもらい、アイデアを出してもらったことが重要である。
- ・せっかく道路ができるのだから、自分の家も建て替える時に少しいいものにしようといった機運を高めていくことができる。
- ・できることから、いろいろなことをやっていくことが必要である。

(委員)

- ・計画を策定すれば、当然、条例の制定に移行していく形になるのか。

(事務局)

- ・その通りである。

(委員)

- ・そうすれば、規制のルールをつくっていき、議会で承認して頂くということではないのか。

(事務局)

- ・そういうことになる。

(委員)

- ・第3章で規制の内容、第4章、第5章で景観はこうあるべきという内容になると委員長から話があった。
- ・実態としてはそうなると思う。
- ・幸いにして上野原では、今から新しい所をつくっていく。それも、駅の南、まちの玄関口を今から新しくつくるという、百年に一度あるかないかの重要な時期ではないかと思う。
- ・私も委員であったが、駅周辺整備の基本構想をつくった。しかし、具体的な景観という話までは言及できていない。
- ・特に、民地については、土地区画整理事業が成立するかどうかもわからない段階で議論をしていった。
- ・駅前広場とタワーの絵写真が出来た。
- ・南側の川の方から直角に駅の方に入る道路の景観だとか、その周辺の緑化協定、

デザイン協定といったことについて、次回の策定委員会で話が出るのか。

- ・方針の文言をつくるまでのレベルではなく、この地区だけはもっと進まないといけないのではないのか。
- ・聞くところによると、大型店舗の出店が見込まれるということもあるので、そのデザインがあつた場所全体を支配すると思う。
- ・機能性という面では四角い建物でもいいのだと思うが、それをどういうふうに見せるかということ、この委員会で議論することも必要になってくるのではないのか。
- ・あの場所のリーディング事業となるものである。
- ・法律上の手続きとしては、この委員会を通らないのだと思うが、市役所あるいは県には手続がなされるものだと思う。
- ・いままで、上野原では景観について議論したような経験がないので、今回我々が率先して議論すべきではないかと思う。
- ・法律上できないといったことではなく、こうあって欲しいということを議論し、それを本来の手続きの方に受け渡していくような仕組みを、至急立ち上げる必要がある。
- ・それは、他の既成市街地とは大きな違いであると思う。

(委員長)

- ・地域の大きな動きに対応していかなければいけないという意見である。

(委員)

- ・駅前については、地区計画が決定されている。
- ・建ぺい率や緑地率、さらに色まで規制されている。
- ・その内容は公表できるものか。

(事務局)

- ・地区計画の内容は公表している。

(委員)

- ・地区計画の内容は、ホームページを開けば、市民の皆さんが見ることができる。
- ・かなり、厳しく制限されている。

(委員)

- ・その地区計画の内容をもとに、もう少しデザインなどを検討できればと思う。

(委員)

- ・店舗の色も規制されているし、高さ制限もある。

(委員)

- ・それで事足りるのかどうかということがある。

(委員)

- ・地区計画の中で規制されているので、簡単に言えばそれ以上のことはできないと思う。

(事務局)

- ・次回の策定委員会では、第3章の行為の制限の部分に入っていきたいと考えている。
- ・駅前の話があつたが、そこには既に都市計画として地区計画が定められている。
- ・概要を申し上げると、建築物を建てる際の建築物の高さや、外壁の後退距離、敷地に対する緑地率、その他景観に係る内容としては色彩についても規制している。
- ・駅前も、もともと風致地区であつたが、風致地区内の建築行為にも色彩の規制がある。最大面積色については、この範囲の色にしてもらいたいという規制がある。
- ・駅前については風致地区を外して、地区計画を定めた訳であるが、風致地区の規

制の内容を引き継いだ形である。

- ・地区計画の内容については、次回の策定委員会の時に資料を用意し、説明したいと思う。

(委員)

- ・シビックゾーンについても地区計画が定められている。

(事務局)

- ・風致地区の話をさせて頂いたが、上野原には島田と月見ヶ丘の2箇所の風致地区がある。
- ・月見ヶ丘風致地区は、国道20号より北側の月見ヶ池や富士見ヶ池のある周辺である。
- ・そこは、公共公益施設である学校や病院、建設中の保育所、福祉センターなどが集積している地区であり、都市計画マスタープランの中でシビックゾーンという位置付けがされている。
- ・風致地区とシビックゾーンが重なっていた場所については風致地区を外したが、何でも良いということではなくて、地区計画を定め良好な風致を維持していく形になっている。
- ・その部分については、次回の策定委員会で参考資料としてお示しできればと思う。
- ・地区計画においては、屋外広告物を設置する際の制限についても、確か定められていると思う。
- ・かたや都市計画でそういう制限がある中で、今回新たに景観計画の中で景観形成に関わる行為の制限を設けていく訳だが、整合性や都市計画で足りない部分があるのであれば、この策定委員会の中で議論できればと思う。

(委員)

- ・少し忘れていた部分があった。
- ・景観の面から地区計画で十分足りるのかということがある。
- ・既に地区計画の基準があり、それをひな形として検討できることはいいことだと思う。
- ・駅前の道路がどういう設計になっているのかということがあまりわからない。
- ・単純な話でいえば、景観要素として並木のようなものができるのかということがある。
- ・なぜ、そのような話をしているかということ、各民地の所については、法律的な縛り以外はなかなか言えないので、道路については木を植えたり、清掃をするといった市民参加を取り入れていかないと、「行政がお金をかけてつくりました、さあ使ってください」ということだと、はじめはきれいだと思うが、少し時間がたつと慣れてしまつてごみを捨てたりするといったことが出てくる可能性がある。
- ・みんなと一緒につくったということがあれば、違ってくると思う。
- ・道路などの公共的な部分の作り方は非常に重要である。

(事務局)

- ・駅南側の道路は一般的な構造で、メインの道路は幅員が12mで歩道がついている。
- ・現在は、植樹帯といったものは無い計画になっている。
- ・しかし、駅前広場については植物を植えるようなエリアがあるので、そういった場所に市民参加で植物を植えてもらうことは可能になってくるかもしれない。
- ・一般的な道路で、歩道もあまり広くないので、木や植物を植えたりすることはできない。

(委員)

- ・理念、目標、景観構造、景観形成方針という流れで、計画が具体化されている。
- ・先ほども不法投棄の話があったが、河川の景観という内容がある中で、甲州街道

沿いの野田尻地区では、山を変えるほどの大量の土砂が入れられて、台風で仲間川へ流れ込んでいる。

- ・川自身を変化させてしまうほどの大量の土砂である。
- ・現在も完全には歯止めがかかっていない状態で、これから大雨や台風等でさらに土砂が流れ込む危険がある。
- ・そういった問題は、景観計画で歯止めをかけて抑えることはできないのか。
- ・規制という部分があるが、それで抑えられるのか。

(委員長)

- ・土砂は不法投棄されたものか。

(委員)

- ・土砂が大量に入れられているので、市へも話をしている。
- ・一定の量を超えると、県の管轄になる。それは県の対応だということで、現在も修復されないまま、危険な状態である。

(委員長)

- ・景観計画の中に全てを盛り込める訳ではない。
- ・都市計画、環境など、ちがう部署の対応になる部分がある。

(事務局)

- ・土砂の搬入や埋め立てに関しては、生活環境課で残土条例といったものを定め、届出対象にしている。
- ・詳しい内容は生活環境課に確認してみたいと思う。
- ・景観の中でという話になると、土地の区画・形質の変更という部分で対象になってくると思う。

(委員長)

- ・一定の高さを超える土地の形質の変更があった場合には、届出をしてもらい、景観の目からチェックすることができる。
- ・防災面などは別の条例で対応する必要がある。そのため、他の部署と連携しながら対応していく必要がある。

(事務局)

- ・委員長から話があったように、景観面からの内容は計画に書けると思うが、防災面は別の内容になると思う。

(委員長)

- ・他の部署での対応をチェックしてもらい、上野原は不法投棄や土砂の堆積をされがちな場所だということであれば、景観計画の中にその内容を入れるかどうか検討する必要があると思う。
- ・先ほどの委員の意見は、駅の南側はこれから開発されるので、その景観に力を入れていくことは、メインの話になるという内容である。
- ・タイミング的に地区計画が決定したところであるが、多分、規制は地区計画の方が細かく強い。地区計画は立地規制も可能であるが、景観計画ではできない。
- ・地区計画とは別に、景観計画で網をかけることになる。両方の網をかけることになるが、おそらく地区計画の方が強い。
- ・「もっと良い景観にしていきましょう」ということを、今後働きかけていくことが必要である。
- ・そこだけ、さらに規制を強化するということは、タイミング的に難しいと思う。

(委員)

- ・私も風致地区内に住んでいるが、実態として建ぺい率や高さの規制はあるが、良くしていこうというようなことは、あまり気にしないでも建物を建てることでできてしまう。

- ・せっかくいい場所であるので、良くしていこうという発想を入れていかないと、最低限のものしかできないと思う。
- ・公共空間がリーディング事業にならないとだめである。
- ・12mの幅員の道路に植栽帯がないというのは寂しい。
- ・どういう景観がいいのかという議論が、どの程度までされたかわからないが、少し残念だと思う。
- ・「あそこはこういう作り方をしていきましょう」ということが、地区計画以外に出てきて欲しい。

(委員長)

- ・この委員会で、勝手に決めてしまうと反発が起きる可能性がある。
- ・まだできていないところについて、これから働きかけていくのはいいが、既に動いているところであるので、もちろんリーディングプランには入れながら、同時並行で地区の皆さんに働きかけていく必要がある。
- ・もっと言えば、意見を聞いて計画に反映させるくらいの方が実効性があると思う。

(委員)

- ・地区計画はパブリックコメントも実施して決めた内容である。
- ・市が開発する部分については、具体的にどういう樹種をどう入れるかといったところまでは決まっていない。
- ・民地については、建ぺい率、塀も道路から1m後退しないとつくれない、緑地帯の割合といったものが定められている。
- ・かなり素晴らしいまちづくりが進んでいくのではないかと思う。

(委員長)

- ・いいまちにしようという機運が高まっていると思う。
- ・それを助けるために、先進地を見に行くということもいいと思う。
- ・滋賀県の長浜では、ミニ区画整理を行い、デザインを統一しているといった、いくつかの事例が全国にある。
- ・そういうところを見ると、景観づくりの手法は規制ではない。
- ・隣土士の建築物をいかに調和させるかといったことをやっている。そうすると、出来上がったものは素晴らしく、お客さんもたくさん来る。
- ・それは、計画書というよりも、もっと先の実践の話である。
- ・そういうことも進めていきながら、計画書に書ける範囲で書いていくということだと思う。

(委員)

- ・駅前において、半数を超える住民の方は、「俺たちの民地に風致地区を指定して、自分たちでは何もいじれない。俺の土地は死んだままだ」という気持ちをもって
- ・いる。
- ・やっと風致地区から外れたところで、「また規制をかけるのか、自由に使っていいではないか」という意見が住民の半数以上にあるということ、理解しておく必要がある。
- ・そのために、これだけ時間がかかっている。
- ・その意見を封じ込めているが、ある程度の意見を取り入れて折衷案でつくっているということであるが、あいかわらず不満は出ている。
- ・そんなことはないとは思いますが、もしかすると、反対意見が噴出してしまうことも考えられる。
- ・そういう意見が上野原にはあるということ、理解してもらいたい。

(委員長)

- ・少し慎重に進めていく必要があると思う。

- ・気が付いたところがあれば、事務局に連絡をして頂くということで、本日の議題については終了ということにさせて頂く。

(事務局)

- ・委員長には会議の進行をして頂き感謝申し上げます。また委員の皆さんには慎重審議、貴重な意見を頂き、感謝申し上げます。
- ・本日皆さんから頂いた意見については、事務局で検討し、計画書の修正等を進めていきたいと思う。
- ・また、本日気が付かなかった点については、随時、事務局に言って頂ければ、その都度精査していきたいと思っている。
- ・次回の策定委員会は次の章に進んでいきたいと思っている。
- ・次回は第3章行為の制限について検討して頂くことになる。
- ・序章から第2章を修正したものについては、どの時点で確認してもらうことになるのか。

(コンサルタント)

- ・一旦、計画書の最後まで審議して頂いた後に、最終の策定委員会で全体を通して修正したものを確認してもらう。
- ・そのために、各策定委員会でどのような意見があって、どう修正するかということをもとめた資料を、議事録と一緒にお示しする。
- ・その資料で対応を確認して頂いた上で、次の章の検討に進めていきたいと考えている。

(事務局)

- ・本日のまとめは、次回の委員会でお示しする。
- ・計画書として修正したものは、第3回、第4回の策定委員会で第3章以降の審議が終わった後に、一連で精査したものをお示ししたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。
- ・本日の議題は終了となるが、冒頭で申し上げた会議の傍聴の件について、皆さんにご意見をお伺ひしたい。
- ・第1回策定委員会において、オープンな会議でいいのではないかというご意見を頂いた。傍聴を認めてもいいのではないかというご意見を頂いている。
- ・事務局として検討してみたが、非公開にする理由もないので、委員の皆さんに異論がなければ、次回から傍聴可能という形を考えているがいかがか。

異議なく承認された。

(事務局)

- ・第3回以降は、ホームページ等で会議の開催について周知を行い、傍聴を希望する方については、事務局に申し込みをしてもらうという形にしたいと思う。
- ・部屋の隅の方に座席を設け、そこで傍聴してもらう形になるので、よろしくお願ひしたい。

3 閉会

1. 連絡事項

(事務局)

- ・次回の第3回策定委員会については、以前皆さんにお伝えしてあるように、7月27日水曜日午後3時から開催する。
- ・内容については、「第3章 景観形成のための行為の制限について」を予定してい

るので、よろしくお願ひしたい。

2. 閉会あいさつ

(副委員長)

- ・貴重な意見を多数出して頂き、感謝申し上げます。
- ・まだまだ、これからも会議は続くが、ご協力をよろしくお願ひしたい。
- ・先ほど意見があったが、百年に一度位の大変貴重な機会である。
- ・都市計画マスタープランなど、続々といろいろな計画がつくられ、やっとここで最終段階に入りつつある。
- ・皆さんには、いろいろなところでお力添えを頂いており、ご協力感謝申し上げます。
- ・いずれにしても、私たちは子どもや孫といった後世を引き継ぐ人たちに、この素晴らしい上野原、素晴らしいふるさと、美しいふるさとを、いかに残していくかという使命・役割・責任がある。
- ・これからも、ご協力をよろしくお願ひしたい。
- ・ひとつ私の意見として、勤労感謝の日に、市民清掃活動の日というものを設けてはどうかと考えている。
- ・昔は勤労感謝の日に、みんな道具を持って、ごみを拾ったり、草をむしったりしていたが、今はない。
- ・各地区で一斉に活動することが、市民のパワーを盛り上げ、協力体制をつくっていくと思う。
- ・個々の活動を広げる機会に、行政の協力をお願ひしたいと思う。

(以上)